

例規管理及び法令・財務実務効率化システムプロポーザル実施要領

久米南町(以下「本町」という。)が利用する例規管理システム及び法令・財務実務効率化システム(以下「本システム」という。)の優先交渉権者を、公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

- 1 本システムの導入目的 例規管理に係る事務の効率化、法制執務体制の充実及び法令・財務実務の適正かつ効率的な事務執行を目的とする。
- 2 本システムの内容
 - (1) 例規管理システム 本町例規の適切な管理、業務遂行に資する法令改正等の情報提供並びに例規立案及び審査を内容とするシステム
 - (2) 支援システム 職員の制度理解の効率的な促進に資する地方自治法の法令解説及び財務実務の制度解説を提供するシステム
- 3 事業費上限額 本事業費の上限額は、22,000,000円とする。
(消費税及び地方消費税を含む。)
- 4 履行期間 令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。
- 5 参加資格要件 別紙「例規管理及び法令・財務実務効率化システム仕様書」に記載する本システムの提供に必要な能力を有する法人で、次に各号に掲げる全ての要件を満たすものを対象とする。
 - (1) 本町の一般競争及び指名競争入札参加資格を有すること。
 - (2) 本町以外の地方自治体の例規管理システムの実績を有すること。
 - (3) 業務についての守秘義務を遵守できること。
 - (4) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持又は反対することを目的とした団体でない者
- 6 実施スケジュール
 - (1) 仕様書に関する質問書提出期限 令和6年10月 4日(金)正午まで
 - (2) 質疑応答回答 令和6年10月 8日(火)
 - (3) 参加申込書・企画提案書・見積書提出締切 令和6年10月18日(金)17時まで
 - (4) プロポーザル実施・審査 令和6年10月30日(水)
 - (5) 結果通知 令和6年11月 1日(金)予定
 - (6) 契約締結 交渉権者との協議の上、結果通知から1ヵ月を目途に契約を締結する。
 - (7) システム稼働 令和7年 4月 1日(火)
- 7 仕様書に対する質疑等 仕様書に関する質疑については、下記の方法により受理し、回答作成後メールで回答する。
 - (1) 提出方法 質問書(様式3)をPDFに変換の上、メールで提出。※電話は不可
 - (2) 提出期限 令和6年10月4日(金)正午までとする。
 - (3) 提出先 soumukikaku@town.kumenan.lg.jp

※メール送信後は、必ず到達確認のため電話連絡すること

- (4) 回答 令和6年10月8日(火)までに回答する。
- (5) その他 質問及び回答については、全ての質問者に共有する。

8 参加申込みについて

- (1) 申込方法 必要書類をメール(PDF)で提出すること。なお、提案書及び見積書はデータでの提出に加え、それぞれ記載の部数を紙媒体で提出(郵送又は持参)するものとする。
- (2) 提出書類
 - ア 参加申込書(様式1)
 - イ 実績報告書(様式2)
 - ウ 提案書 6部(任意様式)
※正本1部、副本5部をA4サイズファイル綴じで作成すること
 - エ 見積書 1部(任意様式)
※消費税及び地方消費税を含む額とし、費用の明細を示すとともに、1年度間(単年)の費用及び契約期間中における総額を明記すること
- (3) 提出期限 令和6年10月18日(金)17時必着
- (4) 提出先メールアドレス : soumukikaku@town.kumenan.lg.jp
※メール送信後、必ず到達確認の電話連絡を行うこと
※企画提案書の作成に係る費用は参加者の負担とする

9 プレゼンテーション

- (1) 期日 令和6年10月30日(水)
- (2) 場所 久米南町コミュニティセンター 会議室D
※プレゼンテーション開始時間・実施順序は別途通知する。
- (3) 実施方法
 - ア 1事業者の提案時間は50分以内とする(質疑応答を除く。)
 - イ プレゼンテーションは、実際に納入するシステム(同じシステムであればデモ用のアカウントのもので可)で提案を行うこと。なお、その際に画面を投影する大型モニター(及びHDMIケーブル)は、本町が準備する。
 - ウ プレゼンテーション会場(オンラインを含む。)への入室については、1提案者につき3名までとする。
 - エ プレゼンテーション内の資料配布を可能とする。
- (4) 費用負担 プレゼンテーションに必要な費用は参加者にて負担すること。

10 審査及び評価

- (1) 審査方法 提案者による企画提案書の内容や経費等についてのプレゼンテーションの後、その内容を審査する。評価の合計点が最も高いものを優先交渉権者とし、次点の者を次点交渉権者とする。
- (2) 選定結果 選定結果については、参加者全員に文書(メール)により通知する。
- (3) その他 審査の経緯及びその内容に関しての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申立は受付ないものとする。

11 契約の締結

優先交渉権者に選定された者は、速やかに本町と契約交渉にあたり、提案内容及び契約の詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。

なお、虚偽の提案があった場合など、契約交渉が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

12 問合せ先

久米南町総務企画課

電話番号：086-728-2111 メールアドレス：soumukikaku@town.kumenan.lg.jp

※ プロポーザルの内容(仕様)に関する質問は、質問書に記載の上、提出してください。問い合わせでの回答は行いません。

※ 審査に関する質問には回答しません。